

特定保健指導をご活用ください

県歯会主催の健康診断を受診された方(40歳～74歳)で、保健指導が必要と判定された方には順次、特定保健指導についてのお知らせを送付します。

特定保健指導 とは	生活習慣病に進行しないために運動や食事を中心とした生活改善の支援をすることです。 階層化により、「 <u>動機付け支援(メタボリックシンドローム予備群)</u> 」と「 <u>積極的支援 (メタボリックシンドローム該当の方)</u> 」に分かれます。
---------------------	--

少しのコツで効果がある特定保健指導をぜひご活用ください。

メタボリックシンドロームってなに？

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか 2 つ以上をあわせもった状態を、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)といいます。

内臓脂肪が過剰にたまっていると、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなってしまいます。しかも、「血糖値がちょっと高め」「血圧がちょっと高め」といった、まだ病気とは診断されない予備群でも、併発することで、動脈硬化が急速に進行します。

メタボリックシンドロームはどうして危険なの？

日本人の三大死因は、がん、心臓病、脳卒中ですが、そのうち心臓病と脳卒中は、動脈硬化が要因となる病気です。メタボリックシンドロームになると、糖尿病、高血圧症、高脂血症の一手手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、ひいては心臓病や脳卒中といった命にかかわる病気を急速に招きます。

今年度の補助申請は平成27年3月31日まで

各種補助申請は年度内をお願いします。

期間を過ぎますと補助が出来ませんのでご注意ください。



【補助対象期間】**平成26年4月1日～平成27年3月31日**

【申請期間】**平成26年4月1日～平成27年3月31日**

※領収証(写)は、対象者本人の氏名と日付が記載されているものを添付してください。

ホームページから申請書がダウンロードできます

各種申請書は、熊本県歯科医師会HPの会員専用ページからダウンロードできます。

<http://www.kuma8020.com/private/members/>

ユーザー名 **kumasi** パスワード **hs2ewk**

ユーザー名・パスワードのご使用は、会員の先生のみということを守り、外部への流出がございませんよう、管理については細心の注意をお願い致します。

■下記の申請書がダウンロードできます。

- 氏名変更届
- 住所変更届
- 健康診断補助申請書
- 国民健康保険法第116条該当届出
- 健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 甲種組合員配偶者健康診断補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 健康診断追加項目補助申請書(熊本県歯科医師会健診用)
- 人間ドック補助申請書
- 保養施設補助交付申請書
- 健康保持増進事業補助申請書
- B型肝炎ワクチン接種補助申請書
- インフルエンザワクチン接種補助申請書
- 委任状

※他の申請書(資格取得届や資格喪失届等)は、組合までご連絡頂いてから郵送いたします。

人間ドックの補助申請

人間ドックを受診された場合、申請により**1年度内40,000円**までが補助されます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・甲種組合員(先生) ・甲種組合員家族の配偶者 ・乙種組合員(従業員)本人
申請手続き	ご本人からの申し出により申請用紙をお送りします。 申請書に 領収証(写) 、特定健診対象者の方(40歳～74歳)は、 健診結果表(写) を添付してご提出ください。

補助申請をされた方の上位3位の受診医療機関をご紹介します。

- 1位 熊本市医師会ヘルスケアセンター
- 2位 日赤熊本健康管理センター
- 3位 済生会熊本病院予防医療センター



他の医療機関では、国立病院機構熊本医療センター、熊本県総合保健センター、服部胃腸科健康管理センター等があります。

例えば、服部胃腸科健康管理センターでは、人間ドック(日帰り1日コース・1泊2日コース)・胃腸ドック(1日コース)を行っています。人間ドックの検査項目は、内科診察・身体計測・視力・聴力・眼底・尿検査・肺機能検査・心電図検査・胸部レントゲン・腹部超音波・内視鏡検査・血液検査となっております。

高額療養費と医療費控除

医療費が高額になったとき、医療機関等での窓口負担を軽減するため、健康保険では「高額療養費」があり、税金では「医療費控除」があります。高額療養費に関して医療費控除についてのお問い合わせをいただきますが、以下のような違いがありますので、ご注意ください。

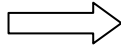
	健康保険 高額療養費	税 金 医療費控除
概 要	医療機関等の窓口で支払った一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた金額を支給	自己または自己と生計を一にする家族のために医療費を支払った場合に受けることができる一定の金額の所得控除
対象となる医療費	<ul style="list-style-type: none"> ●一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えたもの <対象外となる費用> ○正常な出産費用、健康保険外の医療費 ○入院時の食事代、ベッド代 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●診療や治療のためにかかった費用 ・高額療養費の支給額は差し引きします。 ●出産にかかる費用 ・出産育児一時金の支給額は差し引きします。 ●入院時の食事代 等
対象期間	1ヶ月単位 (1日から末日まで)	1年単位 (1月1日から12月31日まで)
問合せ先	組 合	税務署

※医療費控除については、国税庁ホームページより抜粋しています。

平成27年1月から 高額療養費の自己負担限度額が変わりました。

70歳未満の方の高額療養費の自己負担限度額が平成27年1月より変わりました。
これまでよりも区分が細かく分けられて、所得によってより細かく医療費負担の軽減が行われます。70歳から74歳の方の自己負担限度額は、今回変更はありません。

平成26年12月まで



平成27年1月から

区分	所得要件	自己負担限度額
A 上位所得者	基礎控除後の所得 600万円超	$150,000 \text{円} + (\text{医療費} - 500,000 \text{円}) \times 1\%$ (多数回該当:83,400円)
B 一般所得者	基礎控除後の所得 600万円以下	$80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ (多数回該当:44,400円)
C 低所得者	住民税非課税	35,400円 (多数回該当:24,600円)

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	基礎控除後の所得 901万円超	$252,600 \text{円} + (\text{医療費} - 842,000 \text{円}) \times 1\%$ (多数回該当:140,100円)
イ	基礎控除後の所得 600万円超～ 901万円以下	$167,400 \text{円} + (\text{医療費} - 558,000 \text{円}) \times 1\%$ (多数回該当:93,000円)
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～ 600万円以下	$80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000 \text{円}) \times 1\%$ (多数回該当:44,400円)
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円 (多数回該当:44,400円)
オ	住民税非課税	35,400円 (多数回該当:24,600円)

※多数回該当とは、過去12ヶ月の間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合のことで、4回目以降から適用される自己負担限度額です。

加入・喪失のご連絡は14日以内に！

**喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。
資格を喪失(退職等)された時点で被保険者証は使用できません。**

(喪失後受診など医療機関とのトラブルが起こっています。)